

(別添 2)

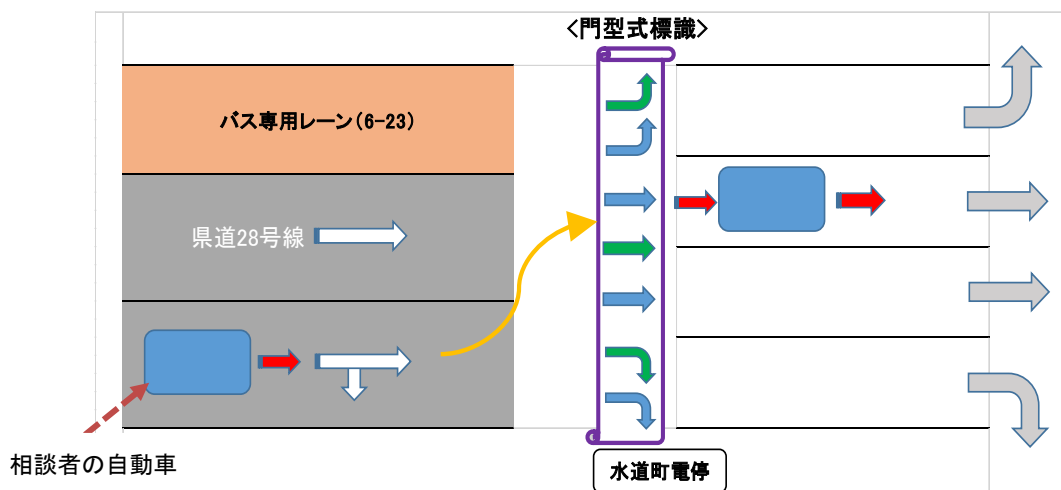
「複雑で分かりにくい道路標識を改善してほしい」

1 行政相談の要旨

私は、神奈川県から熊本県に旅行した際、熊本市内の**通町付近の電車通り**（県道 28 号線熊本高森線）の **3 車線**のうち**右側車線**を自動車で熊本城側から**水前寺方向へ直進**していたところ、水道町交差点手前に大きな**右折矢印の標識が 2 基**あったため、**右側 2 車線が右折指定**になると思い、慌てて**左隣車線に変更**したが、**変更前の車線でも直進可能**であることが後で分かった。

当該場所は、交差点手前で**直進車線 2 本と右左折車線各 1 本の片側 4 車線**となっており、道路上に**標識が右折矢印 2 基、直進矢印 3 基、左折矢印 2 基の計 7 基**設置されているが、私にとってこのような道路は初めてだった。この道路は熊本城や繁華街に近く交通量が多かったが、これだけ標識が多く設置されていると、一瞬自分の**走行車線がどれに当たるのか当惑**してしまう。事故が起きてからでは遅いので、もっと**分かりやすく標識を設置**してほしい。

< 神奈川行政評価事務所に申出があり、熊本行政評価事務所において対応 >



2 現地の状況

申出箇所は県道 28 号線水道町交差点（国道 3 号線との交差）付近であり、当該標識は、次のような状況

- ① 申出箇所は幹線道路であり、水前寺方向に進行する車線に案内標識 3 基及び規制標識 4 基が門型式（オーバーヘッド式）で混在して設置（下の写真 1 参照）
- ② 交差点直前の道路は、直進方向 2 車線、右折方向 1 車線、左折方向 1 車線の計 4 車線であり、それぞれの車線の進行方向に合わせた規制標識が設けられているが、これに規制標識と同じような形状の矢印入りの案内標識 3 基が加わることから、自動車運転者は計 7 基の標識を同時に視認することとなり、分かりにくい状況

写真 1（7 基の標識）



写真 2（写真 1 の 50 メートル手前の案内標識）



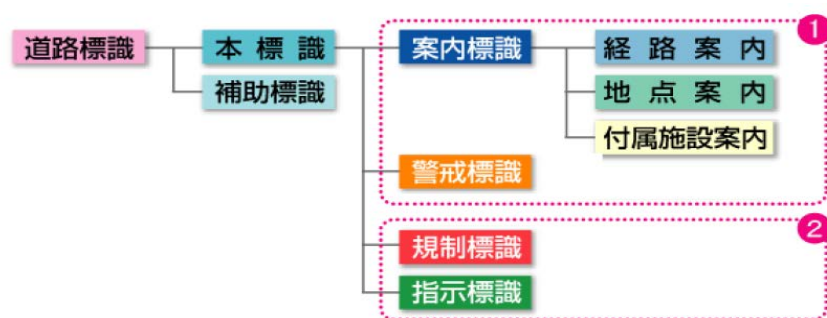
（注）写真 1、2 は、熊本行政評価事務所が撮影

- ③ 当該標識横に市電の軌道敷、交差点手前に水道町電停があり、車道上空に市電の電線あり。
- ④ 当該標識の約 50m手前には交差点を基準とした行先案内の案内標識が設置されており（前頁写真 2 参照）、進行方向は当該標識で確認できる。
- ⑤ 同様に約 50m手前の路面上には、規制表示（4本の車線に方向表示。前頁写真 1 参照。）が確認できる。

なお、申出箇所と**同様の標識**は、市内の**複数か所**（i **近見交差点付近**・・・国道 3 号線と国道 57 号線及び県道 51 号線との交差点の 3 号線上下方向、ii **田崎橋交差点**・・・本山通り（市道）及び県道 28 号線との交差点の本山通り側、iii **熊本駅前電停**など）でも確認された。

3 制度の仕組み等

道路標識は、大きく分けて**案内標識**、**警戒標識**、**規制標識**、**指示標識**の**4種類**があり、**補助標識**は本標識の意味を補足するため設置



(注)国土交通省ホームページから引用

(1) 案内標識

一般道路の案内標識には、目的地・通過地の方向、距離や道路上の位置を示し目標地までの経路を案内する①**経路案内**、現在地を示す②**地点案内**、③待避所・パーキングなどの付属施設を案内する**付属施設案内**の3種類

(2) 規制標識

車両や歩行者に対して、通行の禁止、制限等の規制を行う標識

(3) 道路標識の設置者

- ① 案内標識および警戒標識は、国土交通省、都道府県、市町村など道路管理者が設置します。

区分		設置者	国土交通省	地方自治体 (都道府県、政令市)
一般国道	直轄国道 ※1		○	
	補助国道 ※2			○
主要地方道				○
一般都道府県道				○

※1：「一般国道の指定区間を指定する政令」（昭和33年政令第164号）で指定された区間内の国道を指し、主に2桁までの国道をいいます。

※2：「一般国道の指定区間を指定する政令」（昭和33年政令第164号）で指定された区間外の国道を指し、主に3桁の国道をいいます。

- ② 規制標識および指示標識は、主に都道府県公安委員会が設置します。





(注)国土交通省ホームページから引用

(4) 道路標識の設置方法

道路標識の設置方式は、**路側式**、**片持式**（オーバーハング式）、**門型式**（オーバーヘッド式）、**添架式**の4つに分類され、**申出の標識は門型式**であり、車道をまたぐ門型支柱により、標識板を車道部の上方に設置する方式（下図参照）

設置方式の選定に当たって、一般に警戒・規制・指示の標識はほとんどがシンボルマークで表示されており、路側式でも必要な情報を十分に伝達することが可能であることから、**原則として路側式を採用**

しかしながら、**路側式で視認性が低下する箇所**や**危険性の高い箇所**では、片持式、**門型式**、添架式を設置し、経路案内標識については、伝達すべき情報量が多いことから、片持式として、遠方からも視認できるよう配慮

設置方式	設置方式の例
路側式	 <p style="text-align: center;">単柱型 単柱型</p>
片持式	 <p style="text-align: center;">逆L型 F型 テーバーポール型 T型</p>
門型式	
添架式	 <p style="text-align: center;">横断歩道橋に添架 電柱に添架 信号機に添架</p>

(注)国土交通省ホームページから引用

(5) 標示板の併設

同一の支柱に2以上の標示板を設置する場合は、**道路標識設置基準**（国土交通

省（平成27年3月改正）により、次の点に留意することとされている。

- ① 案内標識、警戒標識、規制標識及び指示標識の各道路標識は、相互に関連がある場合を除き、他の分類の道路標識の標示板との**併設は原則として避ける**ものとする。
- ② 同じ分類の道路標識の標示板であっても、**必要以上に併設しない**ものとする。
- ③ ①又は②に関わらず、**次のような場合**には、**標示板の併設について検討**するものとする。
 - i) 現に道路標識が設置されている場所に、近接して道路標識を**設置する必要がある場合**、又は近接した場所に新たに2以上の道路標識を設置する場合で、**併設**することにより**設置効果が増大**する場合
 - ii) 主として道路の構造上の理由で交通の規制が行われる場合であって、警戒標識と規制標識を併設使用とする場合

<国道3号線・近見交差点付近の案内標識>



(注) 熊本行政評価事務所が撮影

<道路標識参考例>

<規制標識と案内標識とを区分した例(国道3号線)>



<規制標識上部に案内標識を設置している例
～国土交通省ホームページ>



(注) 熊本行政評価事務所が撮影

4 行政苦情救済推進会議の主な意見

上記の状況を踏まえ、熊本行政苦情救済推進会議において意見を聴取した結果、その概要は、次のとおりである。

- (1) 熊本県の道路は、一般的に、県外の者に不親切と言われており、相談箇所の交差点（水道町交差点）は、不慣れな者にとって分かりにくいものと思われる。今後、国外ライセンスで外国人が運転する機会も増える。参考例（上記国土交通省ホームページ参照）とした方が分かりやすいのではないか。
- (2) 水道町交差点は、路面電車沿いでもあるため、道幅も狭く運転者はより注意が必要である一方、例示の近見交差点（国道3号線）は、道路幅が広い上、早い段階で路面に表示があるため分かりやすいが、水道町交差点は何らかの措置が必要ではないか。
- (3) 水道町交差点は、渋滞するなど路面表示が見えない。上を見れば標識が7つ混在しているところから、相談内容には一定の合理性があるものと考えられる。
- (4) 合理性がある点については争いがなく、問題は、すぐに改善を求めるか、今後、標識の交換等の際に改善を求めるかである。
- (5) 案内標識と規制標識では、近年、ナビ搭載車が増加していることから、案内標識がどれだけ役立っているのか疑問である。相談箇所は、規制標識重視で設置すべきと考えられる。
- (6) 熊本では、今後、ハンドボール、ラグビー等の国際大会やビッグイベントが予定されており、外国人や県外者が多く来熊することが予想されることから、市（道路管理者）として、何らかの対応が必要であると思われる。

5 参考連絡事項

申出の道路標識は、3車線の道路（交差点直近で4車線）に案内標識（3基）と規制標識（4基）の標示板が7基も併設されているため、県外や海外から初めて熊本にきた者にとって、車線が非常に分かり難いと考えられる。

熊本県では、今後、ハンドボール、ラグビー等スポーツの国際大会の開催が決定しており、熊本県の道路事情に不慣れな方々が多く来熊されることが予想されることから、道路標識の設置者は、今後、道路標識を設置・補修する際は、「道路標識設置基準」（国土交通省）に則り、標識の標示板の併設はできるだけ避けるとともに、併設の場合は、国土交通省のホームページの例や他県の例を参考に、分かりやすい標識に改善することが必要である。